

第 25 号議案

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部
を改正する条例の件

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部
を改正する条例

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月 条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の設置）	（施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の設置）
第 30 条の 2 [略]	第 30 条の 2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前 2 項の規定にかかわらず、 <u>都心機能高度集積地区</u> において施設（当該施設の敷地が当該地区の内外にわたる場合は、当該施設の全部）の用	3 前 2 項の規定にかかわらず、 <u>第 27 条第 2 項の規定により自転車駐車場の設置をしないこととした施設及び第 30 条第 2 項の規定により自転車駐</u>

途を変更しようとする者は、前2項の規定による自転車駐車場の設置をしないことができる。

(施設を譲り受ける場合の自転車駐車場の設置)

第30条の3 自転車駐車場を設置した施設(第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項及び第31条の規定により自転車駐車場を設置した施設に限る。)を譲り受けたもの(以下この条において「譲受者」という。)は、当該施設(当該施設のうち、この条例の施行の日前に建築された部分(第34条に規定する者が行つた当該工事に係るものを含む。)を除く。)をすべて新築したものとみなして第27条第1項、第28条及び第29条の規定により算定した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

2 譲受者は、第27条第1項、第28

車場の設置をしないこととした増築後の施設(当該施設のうち、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例(令和2年10月条例第22号)の施行の日前に建築された部分を除く。)に係る用途の変更をしようとする者は、前2項の規定による自転車駐車場の設置をしないことができる。

条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項及び第31条の規定により設置された自転車駐車場の譲受けをもつて前項の規定による自転車駐車場の設置に代えることができる。ただし、譲り受けた自転車駐車場を自転車駐車場の用に供さない場合は、この限りでない。

(自転車駐車場の構造及び設備)

第32条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項、第30条の3第1項及び前条の規定により設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 [略]

(自転車駐車場の設置の届出)

第33条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項、第30条の3第1項及び第31条の規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

(自転車駐車場の構造及び設備)

第32条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び前条の規定により設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 [略]

(自転車駐車場の設置の届出)

第33条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び第31条の規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

(自転車駐車場の管理等)

第35条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項、第30条の3第1項及び第31条の規定により設置された自転車駐車場(第30条の3第2項の規定により譲受けをもつて設置に代える自転車駐車場を含む。)の所有者及び管理者は、当該自転車駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

2、3 [略]

4 都心機能高度集積地区に設置した自転車駐車場の所有者及び管理者が、都市空間の有効活用を図るため当該自転車駐車場を自転車駐車場以外の目的に使用しようとする場合であって、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出たときは、前3項の規定は適用しない。

(自転車駐車場の管理等)

第35条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び第31条の規定により設置された自転車駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

2、3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(以下「新条例」という。)第30条の2第3項の規定は、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第33条第1項前段の規定による届出を行った

者については適用しない。

- 3 新条例第32条第2項の規定は、第30条の3第2項に規定する第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項及び第31条の規定により設置された自転車駐車場（以下この項において「既設自転車駐車場」という。）が神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月条例第56号）による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第32条第2項の適用を受けない自転車駐車場である場合は、当該既設自転車駐車場については適用しない。

理 由

三宮駅周辺等における商業・業務などの都市機能に特化した土地利用を誘導すべき地域である都心機能高度集積地区において、既存の施設に設置されている自転車駐車場を空間の有効活用を図るものとして他の目的に転用をしようとする事業者、並びに用途を変更しようとする事業者に対して、自転車駐車場の附置義務を免除する等に当たり、条例を改正する必要があるため。